

京都市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例（平成28年12月22日京都市条例第25号）（行財政局人事部給与課）

配偶者同行休業をしている職員が当該配偶者同行休業の期間を再度延長することのできる特別の事情を定めることとしました。

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

京都市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年12月22日

京都市長 門川 大作

京都市条例第25号

京都市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 法第26条の6第3項に規定する条例で定める特別の事情は、延長後の配偶者同行休業の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号に規定する外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、かつ、その引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準じると認める事情とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)